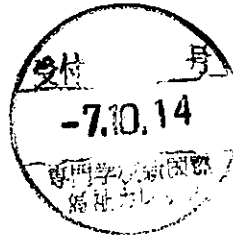


〒284-0022

千葉県四街道市山梨

1316-1

専門学校新国際福祉カレッジ 御中



令和7年10月10日

東京出入国在留管理局留学審査部門

令和7年における教育機関の選定結果について（通知）

貴校は、特に留学生の在籍管理が適正に行われていると認められるため、「適正校（クラスⅠ）」として選定されました。

本選定結果は、在留資格認定証明書交付申請においては、令和8年4月以降に入学を予定する学生に係る審査から適用されます。

また、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請においては、同年1月以降の申請に係る審査から適用されます。

本通知についてご質問等がありましたら、当部門までお問い合わせ願います。

教育機関の選定の概要については、出入国在留管理庁のホームページに掲載しておりますのでご参照願います。

●出入国在留管理庁「教育機関の選定について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00024.html

東京出入国在留管理局留学審査部門

所在地 〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

電話番号 0570-034259（所属部署番号410）

11.11.11

令和7年の選定結果の内訳は次のとおりですので、今後の在籍管理に当たって参考としてください。

教育機関名：専門学校新国際福祉カレッジ

問題在籍率 0.00%

問題在籍者数 0.00

(問題在籍者数の内訳)

- ・不法残留した者
- ・在留期間更新許可申請が不許可となった者
- ・在留資格を取り消された者
- ・退去強制令書が発付された者
- ・資格外活動の許可を取り消された者

(参考)

令和5年選定における問題在籍率 1.85% (R5.1.1~)

令和6年選定における問題在籍率 0.00% (R6.1.1~)

※ 問題在籍率が1%を超えている場合であっても、在籍者数が99人以下であり、かつ、問題在籍者が1名以下であるときは、適正校(クラスI)の要件を満たします。

令和7年10月10日

教育機関 御中

出入国在留管理庁

各種申請における提出書類等について（注意喚起）

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、在留資格認定証明書交付申請等の各種申請における提出書類の取扱い等について、下記のとおり改めて周知させていただきます。

記

1 提出書類の一部省略の趣旨

在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請における提出書類については、都度、その内容の見直しを行い、選定結果等に応じて一部省略を図ってきたところです。

選定結果に応じた提出書類の一部省略は、在籍管理が適切に行われている教育機関において、各種申請の前に入学を希望する留学生の経費支弁能力や必要な語学力等の必要事項を適切に確認いただいていることを前提に、申請時の提出書類として地方出入国在留管理局・同支局への提出を求めないこととしているものです。

2 一部省略された書類の取扱い

提出書類が一部省略されている場合であっても、各教育機関においては、入学希望者が本邦で教育を受ける者として適当と認められること、本邦在留中の経費支弁能力を有すること、必要な語学力を有していること等について、各種申請前の入学選考時に入学希望者への面接実施や各種書類の提出などにより確認いただく必要があります。

なお、「経費支弁能力」は在留資格の有無の判断に活用するものであり、それを超えて入学者選抜において、経費支弁能力の多寡に応じた配点を設定し評価・判定を行う等の行為は、公平性・公正性を損なうものであり、不適切であるため十分ご留意ください。

また、上記事項を確認するために最低限必要と考えられる書類は、次のと

おりです。

- ・ 申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（当該外国人以外の者が経費を支弁する場合は、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書）
- ・ 申請人が教育を受けるに足る語学能力を有することを証する文書

3 入学者選抜時の語学能力の確認について

留学生の入学者選抜においては、上記書類を求めるのみならず、入学希望者が本邦で教育を受けるために必要な語学能力を有しているかどうかを確認する必要があります。例えば、専修学校・各種学校における入学希望者の日本語能力の判定に当たっては、法務省令上（平成2年法務省令第十六号の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号）、法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律第三条第一項に規定する認定日本語教育機関に置かれた認定日本語教育機関認定基準第二条第一項に規定する留学のための課程又は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者であれば、上陸基準を満たすこととなりますが、志望学科（専ら日本語の教育を受ける場合を除く。）の教育課程を履修し得る日本語能力として、財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験におけるN2相当以上の日本語能力を明らかに有していない場合、各種在留審査において本来活動を行う能力がないものとみなされる場合があります。

各教育機関において日本語による教育を受ける場合に必要な日本語能力は、次のとおりです。

- ・ 専ら日本語の教育を受ける者：「日本語教育の参照枠」におけるA1相当（授業時間150時間）以上の日本語能力を有していること（N5相当以上）
- ・ 上記以外の者（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校を除く。）：N2相当以上

4 お願い

提出書類の一部省略等の趣旨を御理解いただき、各教育機関におかれましては、各種書類の内容や面接等により、留学生の受入れ要件等をしっかりと御確認いただき、適切な対応を取っていただくようお願いいたします。

留学生の受入れ要件等の確認が適切に行われていないと認められるときは、個別に調査等させていただく場合がありますので、御承知おきください。